

## 条 例 見 直 し 調 書

作成年度 平成 20 年度

条例名	任期付職員の採用等に関する条例		
条例番号	平成 15 年神奈川県条例第 4 号	法規集	第 2 編第 3 章
所管部局室課	総務部人事課		
条例の概要	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3 条第 1 項等に規定する職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 〔現在でも必要な条例か。〕	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等の規定に基づき、任期を定めた採用に関し、採用形態、給与等の所要事項を定めたものであり、必要な条例である。	
	有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕	高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者等を採用し、迅速かつ的確に行政ニーズに対応しており、有効である。	任期付職員の状況 5 名 (H20 年 4 月 2 日現在)
	効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕	専門的な知識経験を有する職員の育成に時間を要さず、また、任期付職員は専門的な知識経験が必要とされる業務に期間を限って従事しており、効率的である。	
	基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕	民間企業等で培った専門的な知識・経験を有する多様な人材を活用するものであり、「行政システム改革基本方針」の考え方にも適合している。	
	適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律等の規定に基づき、憲法、法令に抵触するものではない。	
その他			
見直し結果	改正・廃止の必要はない。  改正・廃止を検討する。	理由	特記事項
		現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無